第七号書式

国債振替決済元利金配分額精算請求書

|  |
| --- |
| 業務処理区分 |
| ７４５４０４ |

（日付）

日 本 銀 行 御中

（参加者）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振決参加者コード |  |  |  |  |
| 種別コード |  |  |  |  |

（償還期日又は利子支払期日　　年　　月　　日分）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 銘　　　柄 | （コード） | 償還額又は  利子額 | 補正後の  所得税額 | 精算税額 |
|  |  | 円 | 円 | 円 |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

（備考）１．利付国債の利子分とそれ以外の元利金分とを別葉に作成する。

２．「償還額又は利子額」欄には、元金の場合には日本銀行から受領した国債振替決済元金配分済通知に記載された国債残高を、利子の場合には日本銀行から受領した国債振替決済利子配分済通知に記載された利子額を記入する。

３．「補正後の所得税額」欄には、復興特別所得税を含む額を記入する。また、精算請求が２回以上にわたる場合における２回目以降の精算請求においては、その前回の精算請求に係る補正後の所得税額から精算税額を差引いた金額を記入する。

４．「精算税額」欄には、国債振替決済元利金に係る租税条約（軽減税率適用分）に関する通知書の精算税額の銘柄及び口座区分別の合計額を記入する。

５．国債振替決済元利金に係る租税条約（軽減税率適用分）に関する通知書を添付して、元利払日の属する月の翌月１０日の３営業日前の日までに提出する。

（注）日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。